

2026年度の
標準賃金

28,000円

働き方
改革

めざすは「建設業」の



新3K現場



給料を上げる
能力評価に応じた賃金・労務費、法定福利費等を確保した適正価格・単価で契約

休日増の実現
収入を減らさず適正工期で休日増(週休2日)の早期実現へ

希望が持てる業界へ
建設職人として自分のキャリアパスをえがけるように、就業履歴の蓄積・資格取得、収入増へ

一日の賃金と必要経費

① 実質手取賃金

23,000円

② 社会保障費

約3,500円

健康保険、年金、労災保険、建退共

③ 道具損料

約500円

工具購入及び修理代

④ 車両交通費

約1,000円

車輛経費、燃料費

建設業に新しい取引のルール「第三次・担い手3法が成立」

労働者の適正な賃金支払い・処遇確保が盛り込まれる

建設業法では「事前の見積り・対等な交渉・書面契約・適正価格」を定めています。「受注競争のために労務費を著しく低く抑える行為」は今回の改正で指導・監督の対象になります。

「労務費の基準(標準労務費)が作成され、「労働者の処遇確保」が建設業者の努力義務となりました。標準労務費を確保し、技能労働者への適正な賃金の行き渡りが必要です。



国交省
ポータルサイト

必要経費
雇用に伴う

労働者本人が
受け取るべき賃金
(≒労務単価)

法定福利費
(個人負担分)
15~16%

基本給相当額
(日額相当)

基準内手当
(日額相当)

臨時の給与の
日額換算
(賞与等)

実物給与
(食事等)

含まれない
手当等
(超過勤務手当等)

この他に**事業主**が
支払う人件費
(必要経費)

法定福利費
(事業主負担分)
約15~16%

労務
管理費等

現場作業に
かかる経費
(安全管理費等)

(2021年国土交通省公表資料)

一人親方の
処遇改善
には

必要経費を含めた適正な報酬額(単価)で見積り・契約を

雇用されている(同種の)職人の賃金額と比較して上乗せさせるべき必要経費の例

- 社会保険料(国民健康保険、国民年金)
- 一人親方労災特別加入の保険料
- 建設業退職金共済の費用
- 持ち込む資材の費用、機材の償却費用等
- 安全衛生経費
- 交通費等
- その他必要経費等(熱中症や感染症対策の費用)

山形県建設労働組合連合会

〒990-0821 山形市北町3-1-7 TEL 023-666-7702 FAX 023-681-6607

